

一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成17年度実績）について

平成19年4月16日（月）

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5501-3154

課 長 関 荘一郎（内線6841）

課長補佐 布施 克哉（内線6852）

担 当 杉岡 賢治（内線6858）

平成17年度における全国の一般廃棄物（ごみ及びし尿）の排出及び処理状況等に関する状況について調査し、その結果を取りまとめたので公表します。結果の概要は次のとおり。

1. ごみの排出・処理状況

（1）ごみ排出の状況：ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともに減少。

- ・ ごみ総排出量 5,272 万トン（前年度 5,338 万トン） [1.2 % 減]
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 1,131 グラム（前年度 1,146 グラム） [1.3 % 減]

（2）ごみ処理の状況：総資源化量・リサイクル率は着実に増加、最終処分量は前年比9.4%減少。

- ・ 総資源化量（再生利用量） 1,003 万トン（前年度 940 万トン） [6.7 % 増]
- ・ 中間処理による減量 3,540 万トン（前年度 3,594 万トン）
- ・ 最終処分量 733 万トン（前年度 809 万トン） [9.4 % 減]
- ・ 減量処理率 97.1 %（前年度 96.5 %）
- ・ 直接埋立率 2.9 %（前年度 3.5 %）
- ・ リサイクル率 19.0 %（前年度 17.6 %） [1.4 ポイント増]

2. ごみ焼却施設の状況：・ごみ焼却施設の集約化により施設数は減少。1施設当たりの処理能力は微増。

・発電設備を有する施設は全体の21.7%。総発電能力は微増。

（平成17年度末現在）

- ・ 施設数 1,318 施設（前年度 1,374 施設） [4.1 % 減]
- ・ 処理能力 189,458 トン/日（前年度 195,952 トン/日）
- ・ 1施設当たりの処理能力 144 トン/日（前年度 143 トン/日）
- ・ 余熱利用を行う施設数 904 施設（前年度 992 施設）
- ・ 発電設備を有する施設数 286 施設（前年度 281 施設） （全体の21.7%）
- ・ 総発電能力 1,512 千kW（前年度 1,491 千kW） [1.4 % 増]

3. 最終処分場の状況：・残余容量は平成10年度以降7年間続けて減少、最終処分場の数は平成8年度以降9年間続けて減少し、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況。
・最終処分量が減少していることから、残余年数は増加。
・関東ブロック、中部ブロック等では、最終処分場の確保ができず、域外に廃棄物が流出し、最終処分が広域化。

(平成17年度末現在)

- ・残余容量 1億3,298 万m³ (前年度 1億3,826 万m³) [3.8 % 減]
- ・残余年数 14.8 年 (前年度 14.0 年)

4. 廃棄物処理事業経費の状況：ごみ処理事業経費及びその内訳は減少。

- ・ごみ処理事業経費 19,025 億円 (前年度 19,343億円)
- うち
 - 建設改良費 2,824 億円 (前年度 3,018億円)
 - 処理・維持管理費 15,137 億円 (前年度 15,446億円)

5. 3R取組のベスト3

	人口10万人未満	人口10万人以上 50万人未満	人口50万人以上
リデュース (1人1日当たりの ごみ排出量) 全国：1,131 グラム/人日	1. 奈良県 野迫川村 148 グラム/人日 2. 沖縄県 伊是名村 236 グラム/人日 3. 福島県 葛尾村 280 グラム/人日	1. 沖縄県 うるま市 751 グラム/人日 2. 長野県 佐久市 755 グラム/人日 3. 茨城県 筑西市 832 グラム/人日	1. 東京都 八王子市 963 グラム/人日 2. 広島県 広島市 1,000 グラム/人日 3. 愛媛県 松山市 1,056 グラム/人日
リサイクル (リサイクル率※) 全国：18.2 %	1. 宮崎県 椎葉村 77.2 % 2. 長野県 筑北村 75.8 % 3. 長野県 平谷村 74.7 %	1. 神奈川県 鎌倉市 48.6 % 2. 岡山県 倉敷市 48.5 % 3. 東京都 調布市 43.0 %	1. 東京都 八王子市 27.7 % 2. 愛知県 名古屋市 25.5 % 3. 神奈川県 横浜市 24.6 %
エネルギー回収 (ごみ処理量当たりの 発電電力量) 全国：177 kWh/トン	1. 埼玉県 東埼玉資源環境組合 557 kWh/トン 2. 石川県 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合 529 kWh/トン 3. 富山県 富山地区広域圏事務組合 505 kWh/トン		

※ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成17年度実績）について

環境省では、全国の市町村及び特別地方公共団体(1,844市区町村及び644 一部事務組合)に対し「一般廃棄物処理事業実態調査（平成17年度実績）」を行った。

本調査結果は、平成17年度1年間の実績又は、平成17年度末（平成18年3月31日）現在の、ごみ・し尿の排出処理状況、廃棄物処理事業経費・人員、一般廃棄物処理施設の整備状況等について、取りまとめたものである。人口については平成17年10月1日現在の住民基本台帳に基づくものである。

注1：以下の図表等の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合がある。

注2：今回の取りまとめより、「ごみ総排出量」を廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、基本方針）における「一般廃棄物の排出量」と同様とし、過去のデータを含め修正した。

【前回まで】ごみ総排出量 = 収集ごみ量 + 直接搬入量 + 自家処理量

【今回より】ごみ総排出量 = 収集ごみ量 + 直接搬入量 + 集団回収量

*自家処理量は、市町村において自家処理人口と1人あたりのごみ量等から推計したものの合計値であるため、その量が10万トン(0.2%)程度ということもあり、総排出量に含めないこととした。また、これまで総排出量に含めていなかった集団回収量については量の把握をしており、含めることとした。

I ごみ処理

1. ごみの排出・処理状況

(1) 全国のごみ総排出量

平成17年度におけるごみ総排出量 ^(注3) は5,272万トン（東京ドーム約142杯分 ^(注4)）、1人1日当たりのごみ排出量は1,131グラムであり、平成12年度以降継続的に減少し、基本方針でベースラインとしている平成9年度5,310万トンを初めて下まわった（図-1）。また、1人1日当たり排出量はピーク値の平成12年度から約5%減少した。

注3：前回までのごみ総排出量の定義による平成17年度の実績は、総量で4,983万トンである。

注4：ごみの比重を0.3t/m³として算出。（東京ドーム地上部の容積：1,240,000m³）

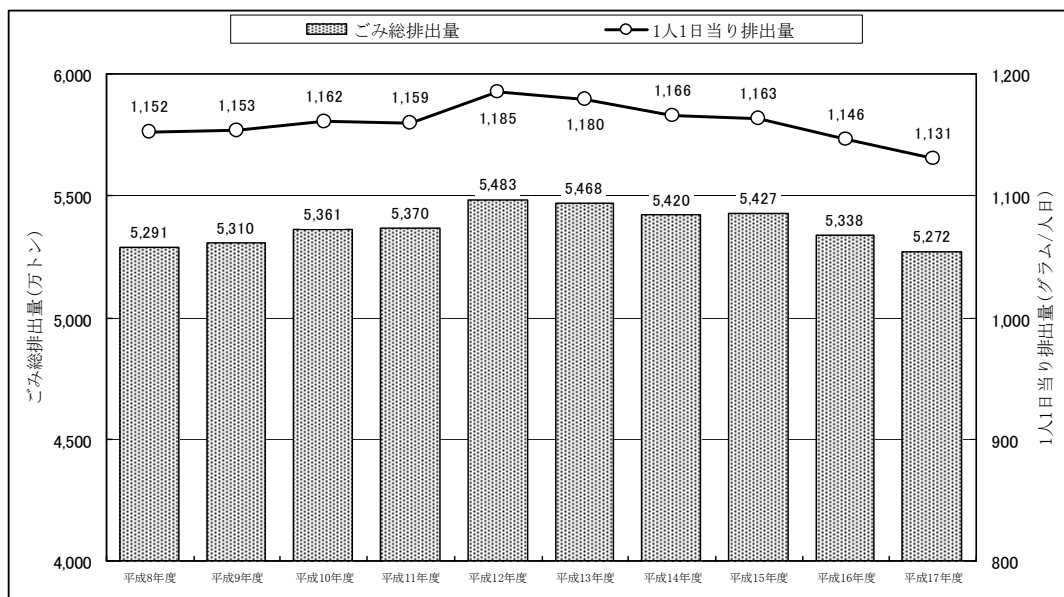
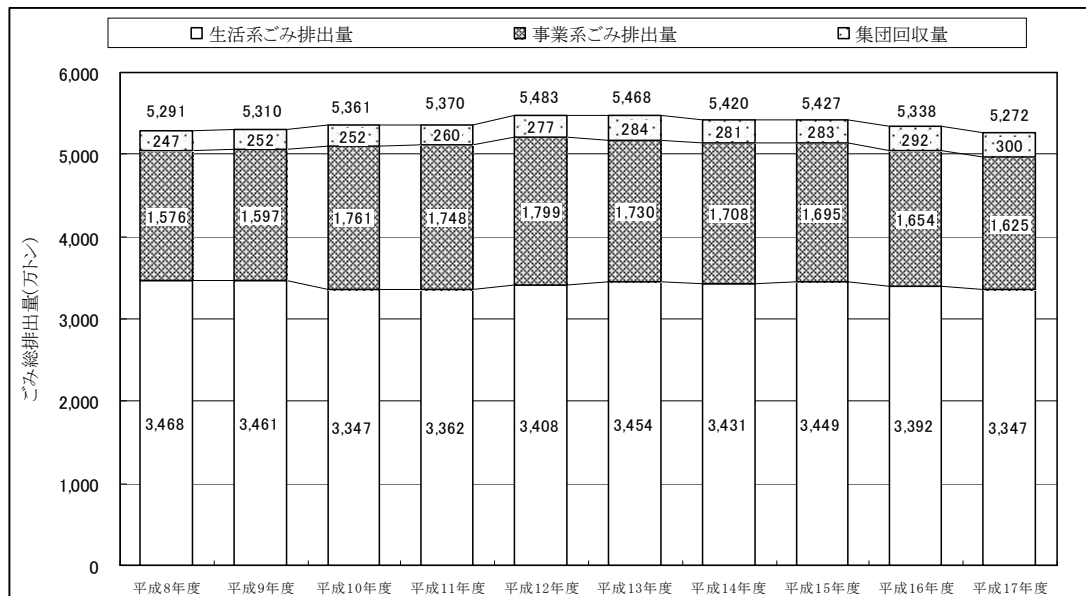


図-1 ごみ総排出量の推移

ごみの排出量を排出形態別でみると、平成17年度において、生活系ごみが3,347万トン、事業系ごみが1,625万トンであり、生活系ごみが約63%を占める（図－2）。



図－2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

*生活系ごみの数値：家庭のごみ。ただし、推計による場合は、市町村収集と委託業者の収集の合計。

事業系ごみの数値：事業所のごみ。ただし、推計による場合は、許可業者収集と直接搬入の合計。

(2) ごみ処理の状況

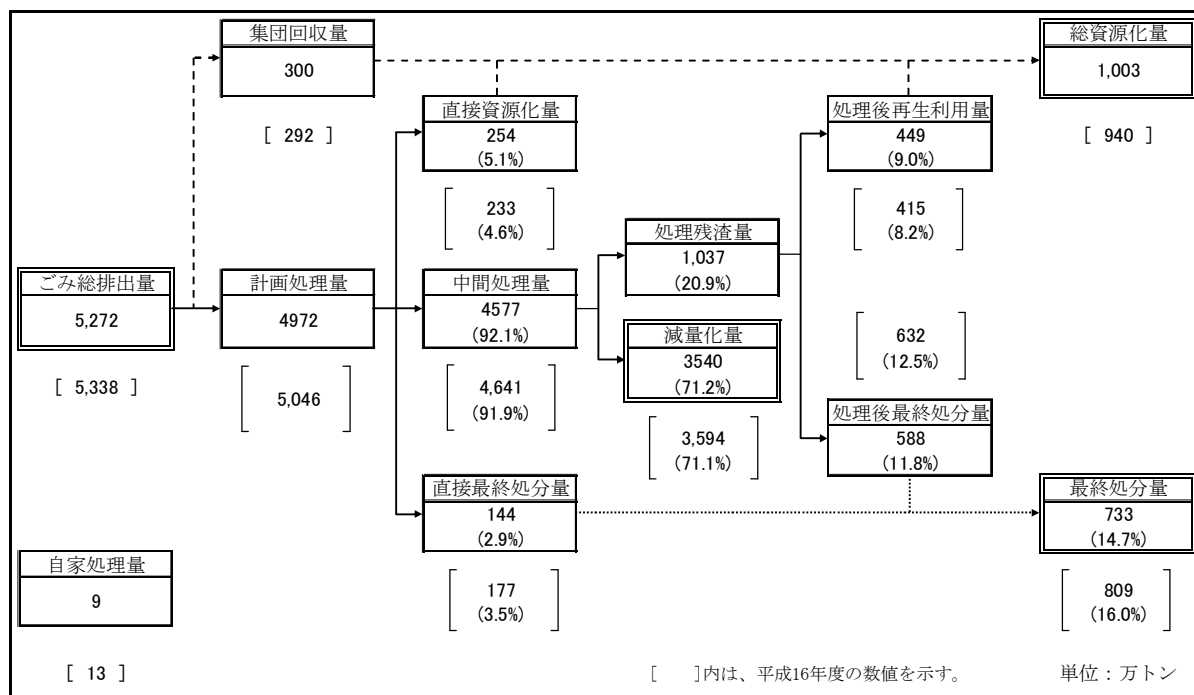
ごみの総処理量^(注5)は4,975万トンであり、そのうち、焼却・破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は4,577万トン、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は254万トンで、この両者でごみの総処理量全体の97.1%（減量処理率^(注6)）を占める。中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は449万トンで、これに直接資源化量と集団回収量を合計した総資源化量は1,003万トンである。また、中間処理により減量化された量は3,540万トンであり、中間処理されずに直接最終処分された量は144万トン（ごみの総処理量の2.9%：直接埋立率）である（図－3）。平成17年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量は265万トン^(注7)であり、容器包装の再商品化量は総資源化量（1,003万トン）に含まれている。また、平成17年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は45万トン^(注8)、このうち再商品化量33万トン^(注8)であり、これを含めると総資源化量は1,036万トンである。

注5：ごみの総処理量＝中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量 であり、「計画処理量」とは、計量誤差等により一致しない。

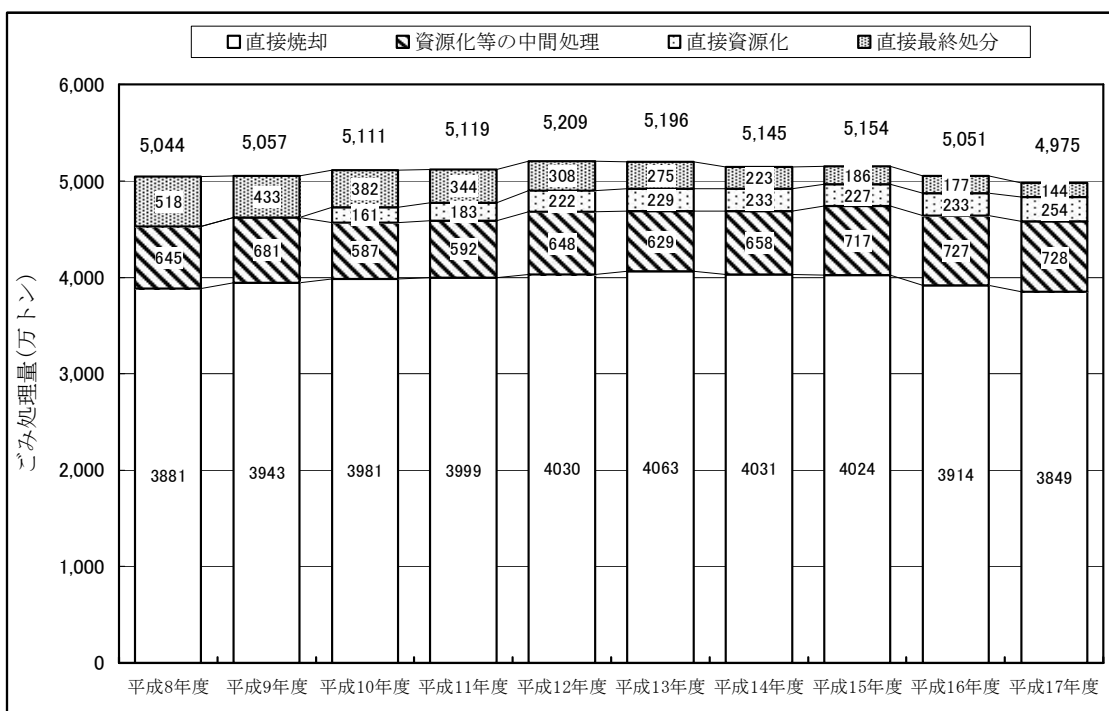
注6：減量処理率（%）＝〔（中間処理量）＋（直接資源化量）〕÷（ごみの総処理量）×100

注7：出典「平成17年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）

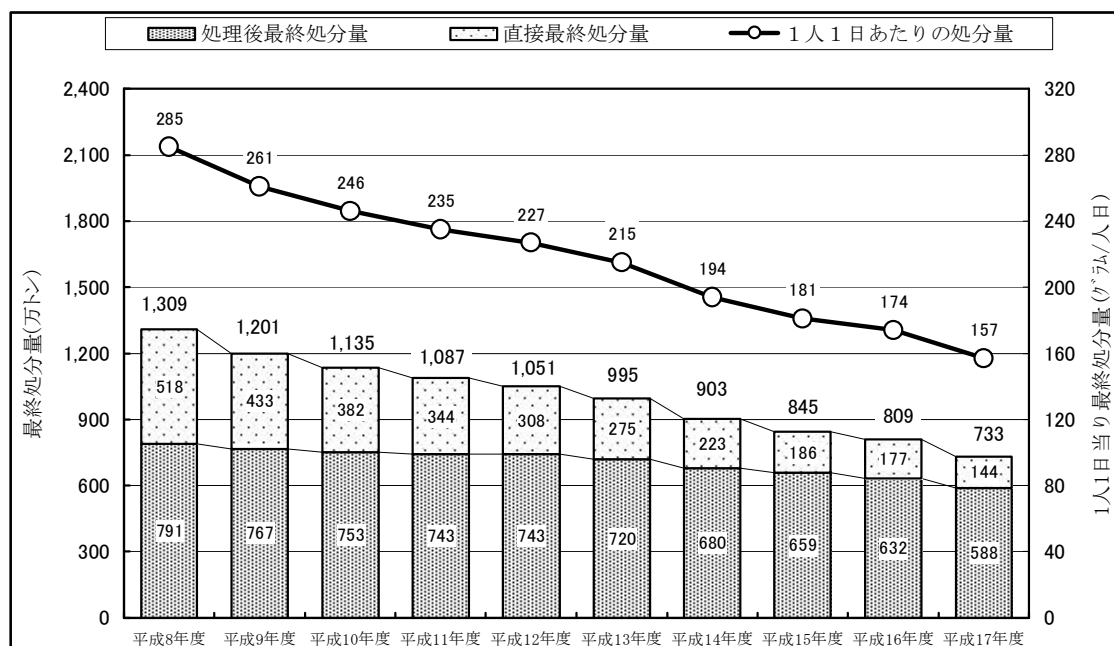
注8：出典「家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）



中間処理量のうち、直接焼却された量は3,849万トン（ごみの総処理量の77.4%：直接焼却率）である（図－4）。直接焼却された量については平成15年度以降は顕著な減少傾向が認められる。



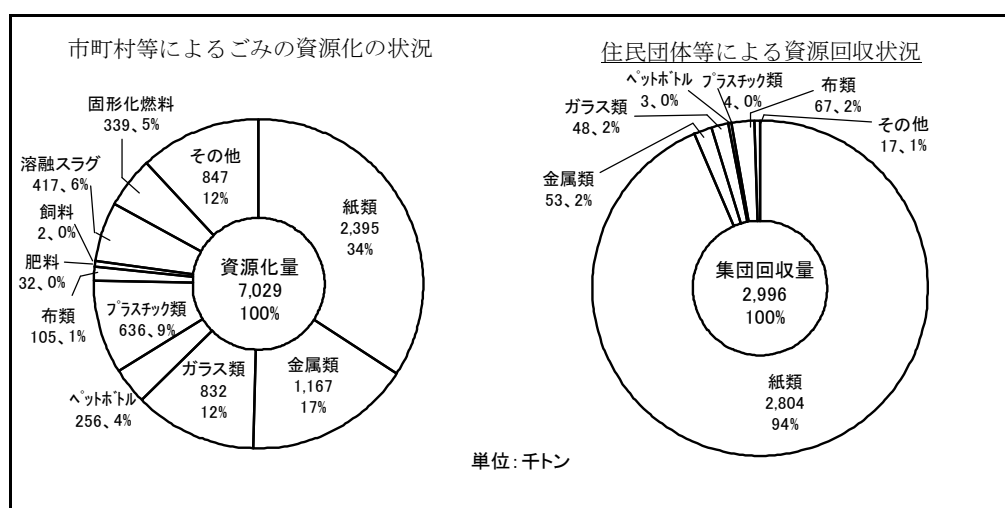
直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量とを合計した最終処分量は733万トン、1人1日当たりの最終処分量は157グラムであり、減少傾向が継続している（図－5）。



図－5 最終処分量の推移

(3) リサイクルの状況

市区町村等において分別収集により直接資源化された量ならびに中間処理後に再生利用された量の合計は703万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は300万トンである（図－6）。



図－6 資源化量の品目別内訳

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収とを合わせた総資源化量は1,003万トン、リサイクル率^(注9)は19.0%であり、総資源化量、リサイクル率ともに着実に上昇している(図-7)。

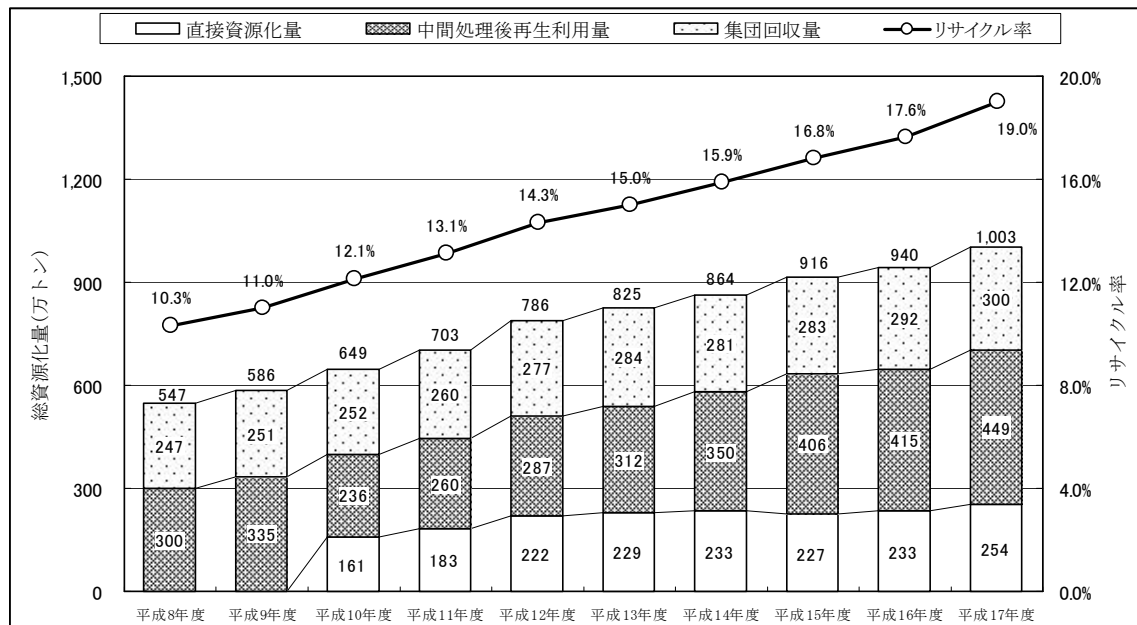


図-7 総資源化量とリサイクル率の推移^(注10)

$$\text{注9：リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(参考)

家電4品目の家電処理量及び家電再商品化量(いずれも市町村が収集した量は除く)を考慮した場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率 (\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 19.5\% \end{aligned}$$

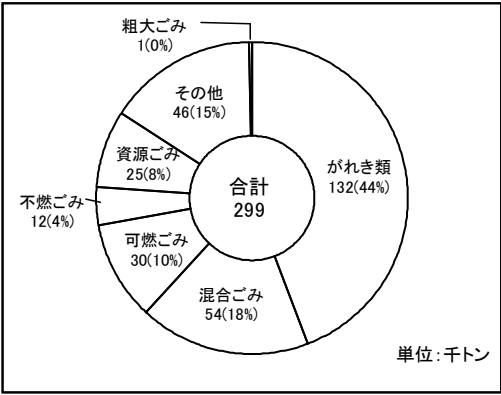
ごみ燃料化をエネルギー回収とし、リサイクルから除いた場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率 (\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量(ごみ燃料化を除く)} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 18.7\% \end{aligned}$$

注10：「直接資源化量」は平成10年度実態調査より新たに設けられた項目であり、平成9年度までは、「中間処理後再生利用量」に計上されていた。

(4) 災害廃棄物の状況

災害廃棄物処理事業国庫補助金の適用を受けて処理を行った災害廃棄物の量は30万トンである(図-8)。



図－8 災害廃棄物の内訳

(5) 基本方針との比較

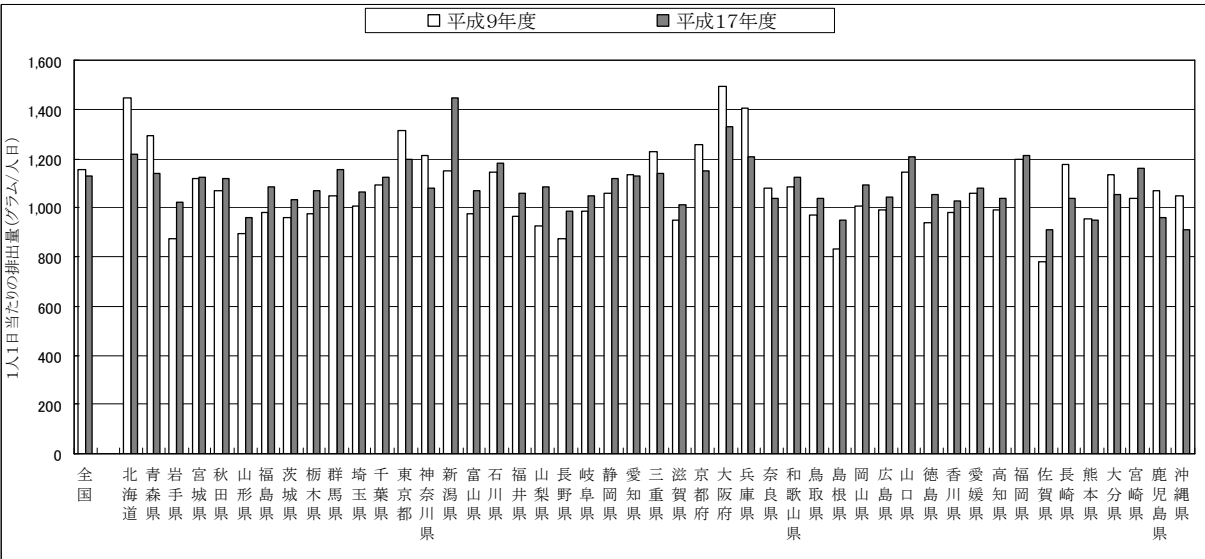
基本方針に示されている一般廃棄物の減量化の目標量と比較すると、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量は概ね目標を達成しているが、排出量は平成9年度を初めて下回った（表－1、図－9）。各都道府県別に平成9年度と平成17年度の1人1日当たりのごみ量を比較すると、いくつかの県では災害廃棄物の影響もあると考えられるが、32県で平成9年度と比較して増加している。

表－1 基本方針における目標量と実績の比較

(単位:百万トン)

	平成9年度 実績	平成17年度 実績	平成17年度 目標量	平成22年度 目標量
排出量	53	53	51	49 【5%削減】
再生利用量	5.9 (11%)	10.0 (19%)	10.0 (20%)	12.0 (24%) 【24%】
最終処分量	12 (23%)	7.3 (14%)	7.7 (15%)	6.4 (13%) 【おおむね半分に削減】

注11：小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
 注12：カッコ内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。



図－9 1人1日当たりのごみ排出量の比較

注13：平成17年度において、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、滋賀県、兵庫県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県は災害廃棄物を含み、特に新潟県と宮崎県は1万トンを越える。なお、平成9年度においては災害廃棄物の量を把握していない。

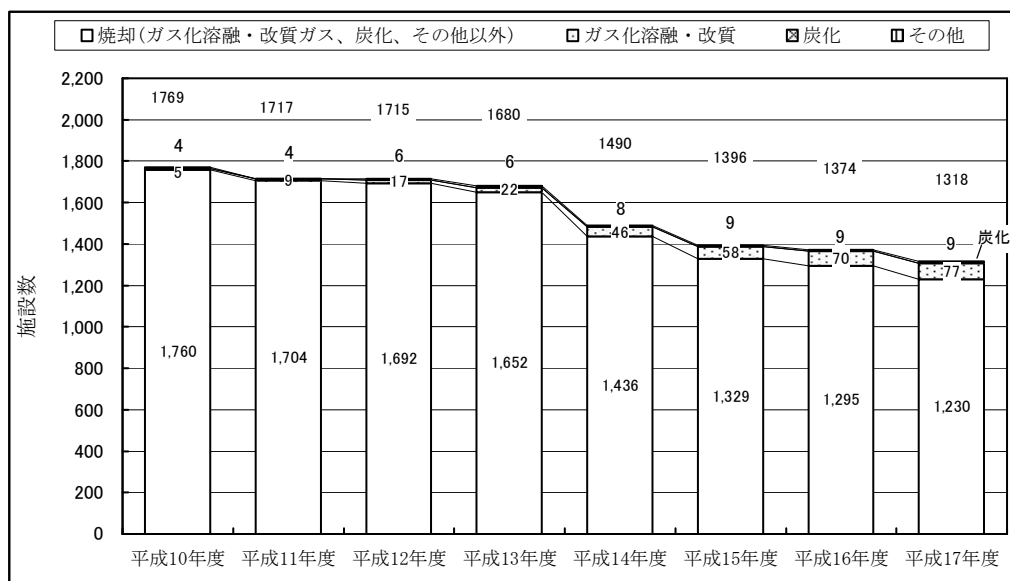
2. ごみ焼却施設の整備状況（着工ベース）

平成17年度末現在のごみ焼却施設数は1,318施設（うち平成17年度中の新設は42施設）であり、処理能力の合計は189,458トン/日である（表－2）。図－10、11に施設数及び処理能力の推移を、図－12に施設規模別の内訳を示す。

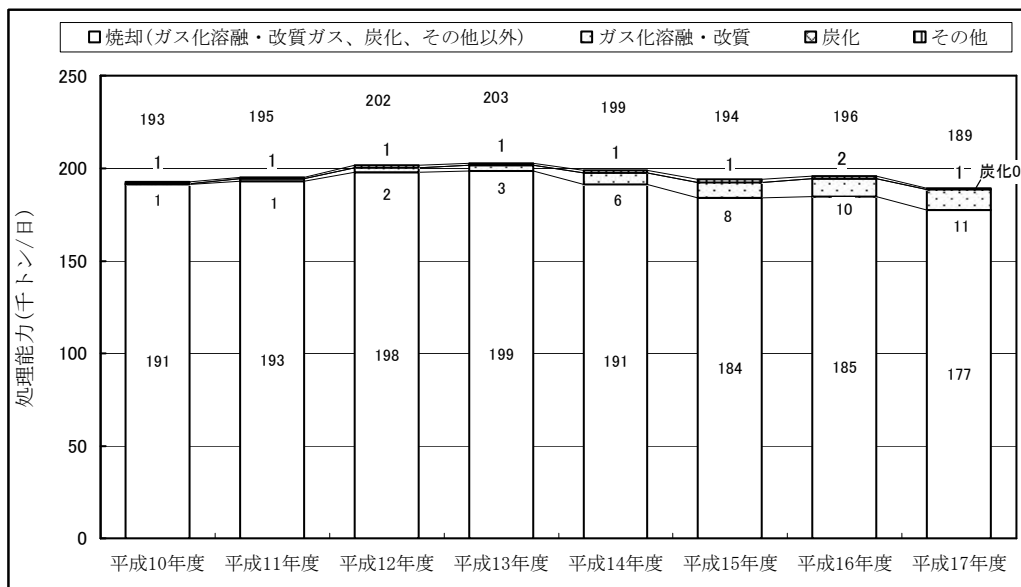
表－2 ごみ焼却施設の種別施設数・処理能力

施設の種別	(処理能力:トン/日)				
	焼却(ガス化溶融・改質、炭化、その他以外)	ガス化溶融・改質	炭化	その他	合計
施設数	1,230 (1,295)	77 (54)	2 (0)	9 (25)	1,318 (1,374)
処理能力	177,283 (184,614)	11,119 (7,806)	90 (0)	966 (3,532)	189,458 (195,952)

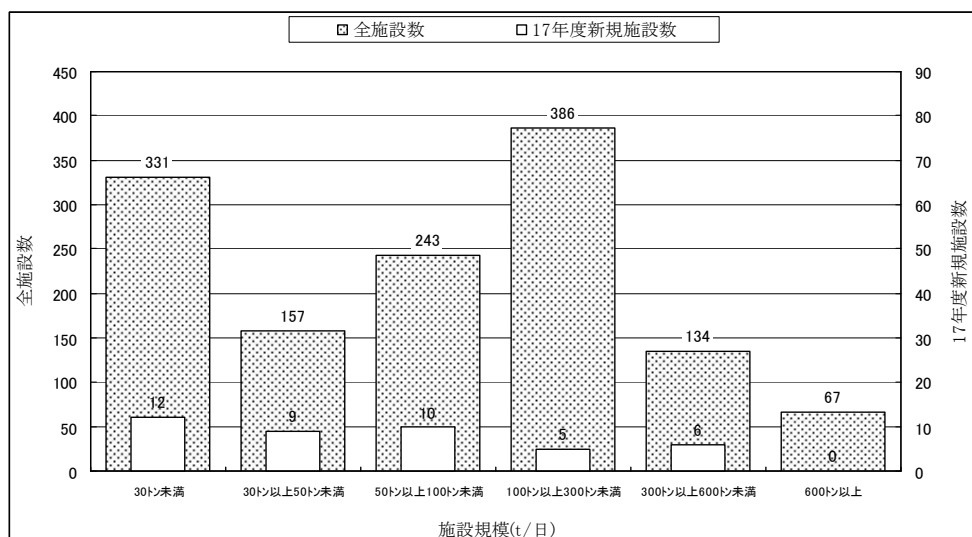
（カッコ内は平成16年度データ）



図－10 ごみ焼却施設の種別施設数の推移



図－11 ごみ焼却施設の種別処理能力の推移



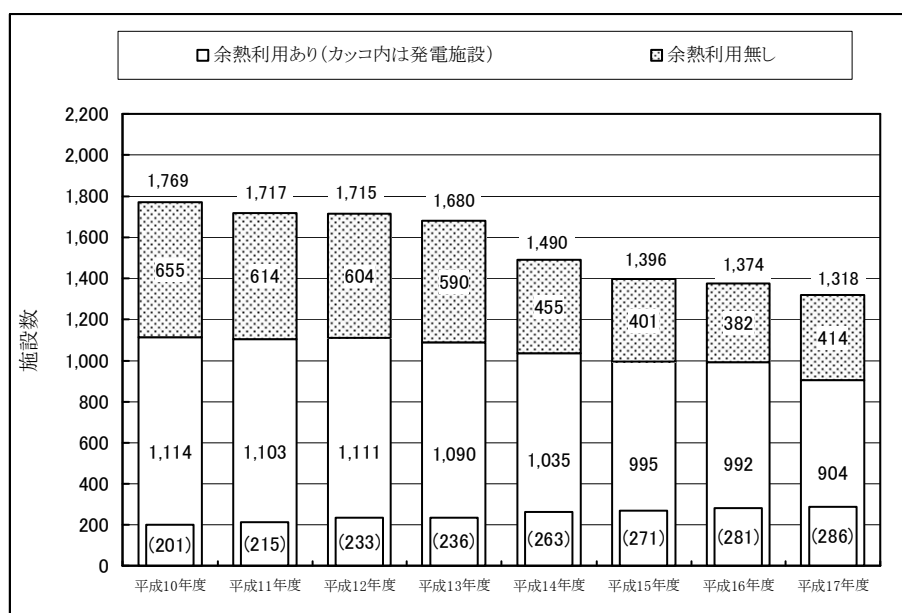
図－１２ ごみ焼却施設の規模別施設数

余熱の利用については、全体の約７割の904施設で実施されており、具体的な利用方法としては、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール等への温水・熱供給、地域暖房への供給等がある（表－３、図－１３）。

表－３ ごみ焼却施設の余熱利用状況

余熱利用 の状況	余熱利用あり								余熱利用 無し
		場内温水	場外温水	場内蒸気	場外蒸気	場内発電	場外発電	その他	
施設数	904 (992)	840 (907)	273 (279)	230 (227)	102 (96)	285 (281)	179 (171)	62 (81)	414 (382)

(カッコ内は平成16年度データ)



図－１３ ごみ焼却施設の余熱利用の推移

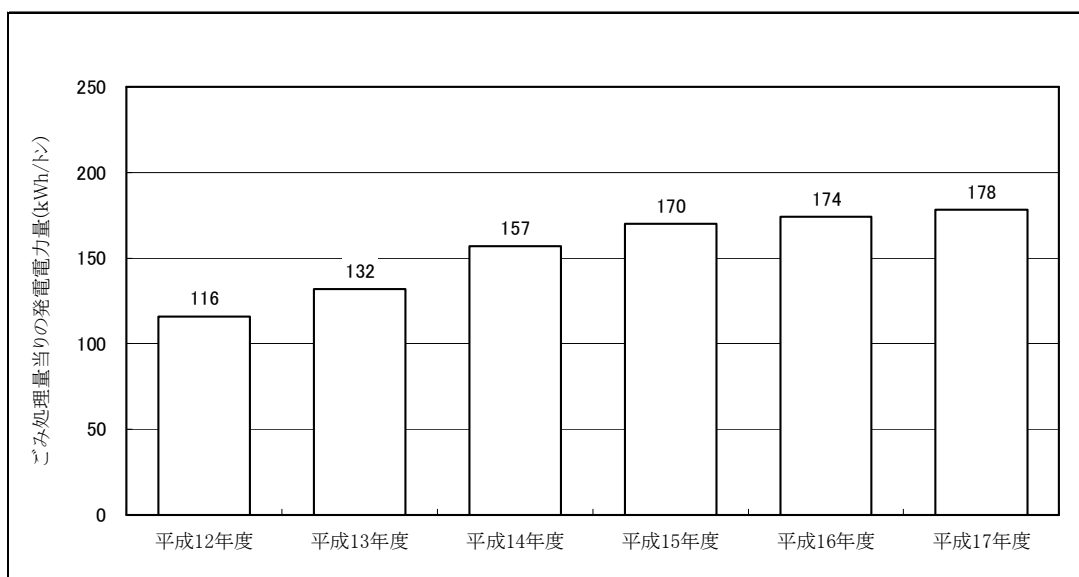
発電設備を有する施設は286施設で全ごみ焼却施設の21.7%を占め、発電能力の合計は 1,512 千kWである（表－4）。また、総発電電力量は7,090GWhであり、約196万世帯分^{（注14）}の年間電力使用量に相当する。ただし、焼却された量が減少したことに伴い、総発電電力量は減少した。

注14：電気事業連合会の推計値（一世帯当たりの電力消費量301.6kWh/月（平成16年度））をもとに算出。

表－4 ごみ焼却施設の発電の状況

発電施設数	286	(281)
総発電能力（千kW）	1,512	(1,491)
発電効率(平均)（%）	10.70	(10.50)
総発電電力量（GWh）	7,090	(7,129)

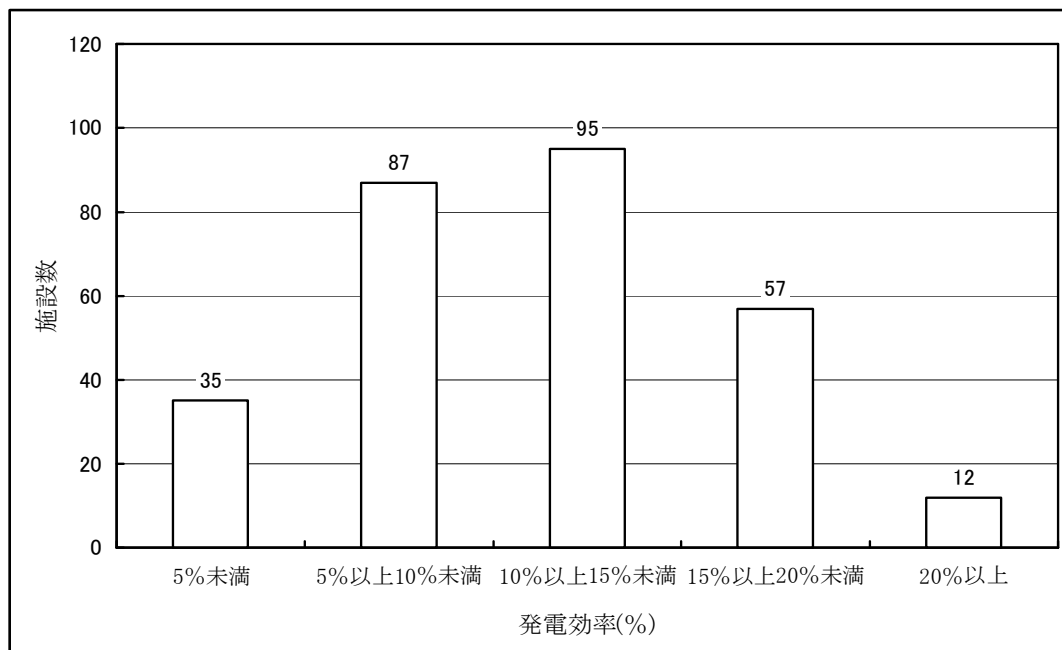
また、ごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から求められるごみ処理量当たりの発電電力量は増加しており（図－14）、発電利用が進んでいる。



図－14 ごみ処理量当たりの発電電力量

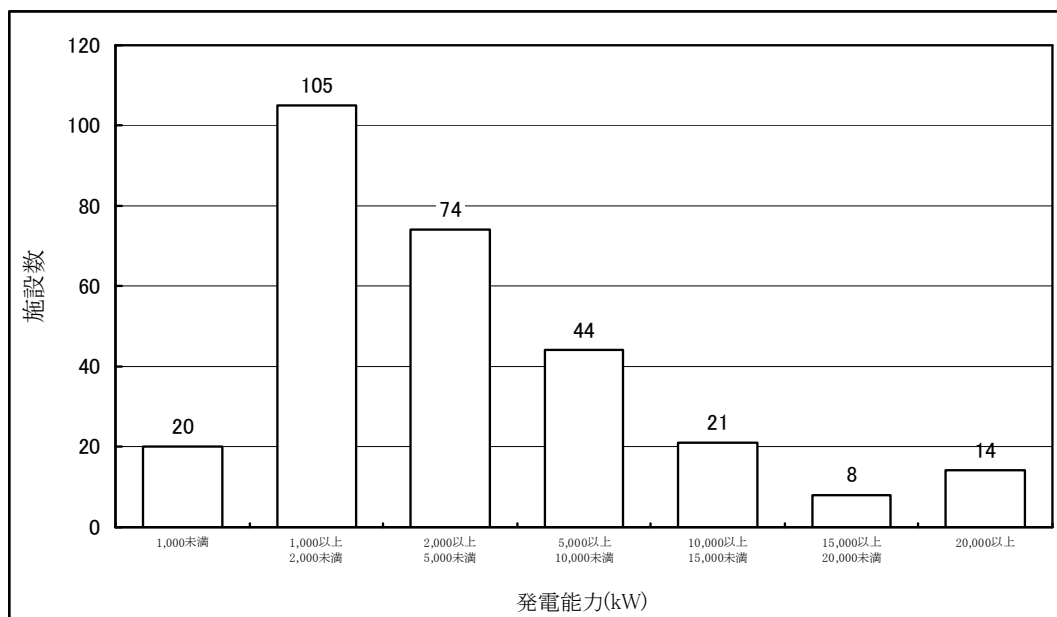
注15：ごみ処理量当たりの発電電力量（kWh/トン）＝
$$\frac{\text{ごみ焼却施設における年間総発電電力量（kWh）}}{\text{ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量（トン）}}$$

発電設備を有する施設のうち、発電効率が10%以上の施設は164施設（16年度 153施設）であり、全体の57.0%（16年度 54%）を占める。うち、発電効率が20%以上の施設は12施設（16年度 11施設）にとどまる（図－15）。



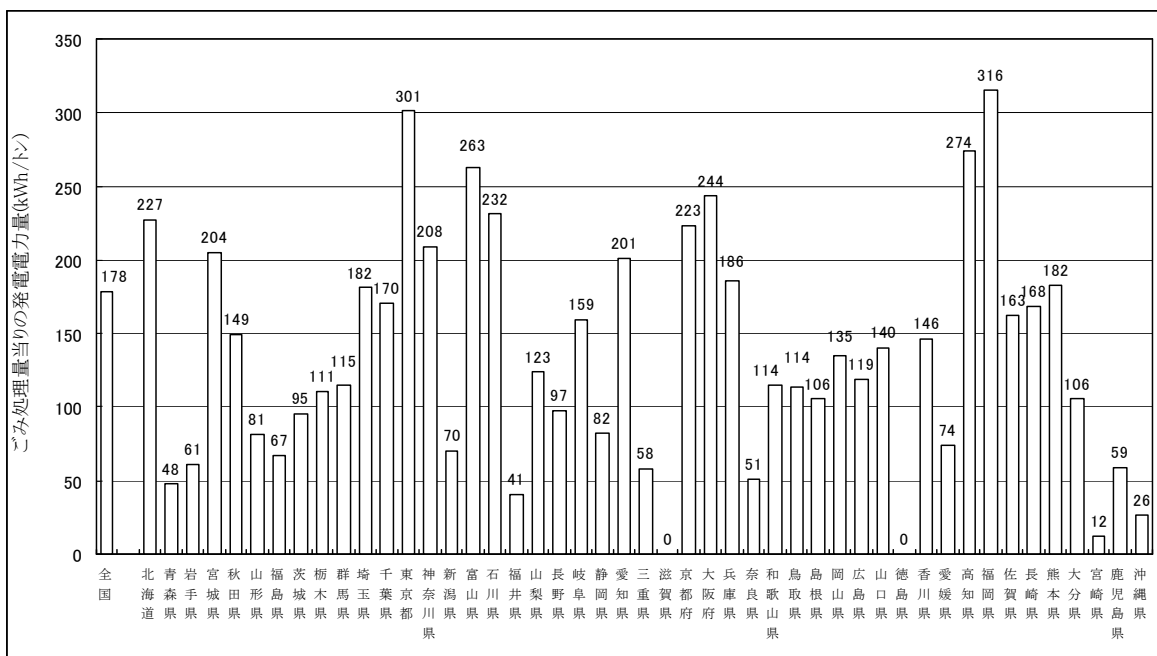
図－15 ごみ焼却施設の発電効率別の施設数

発電能力が5,000kW未満の施設は199施設であり、全体の70%を占める。うち、1,000kW以上2,000kW未満という比較的小規模な発電設備を有する施設の数が多い（図－14）。



図－16 ごみ焼却施設の発電能力別の施設数

各都道府県におけるごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から、ごみ処理量当たりの発電電力量を比較すると、地域でばらつきが大きく、ごみ発電の整備水準は地域差が著しい（図－１７）。

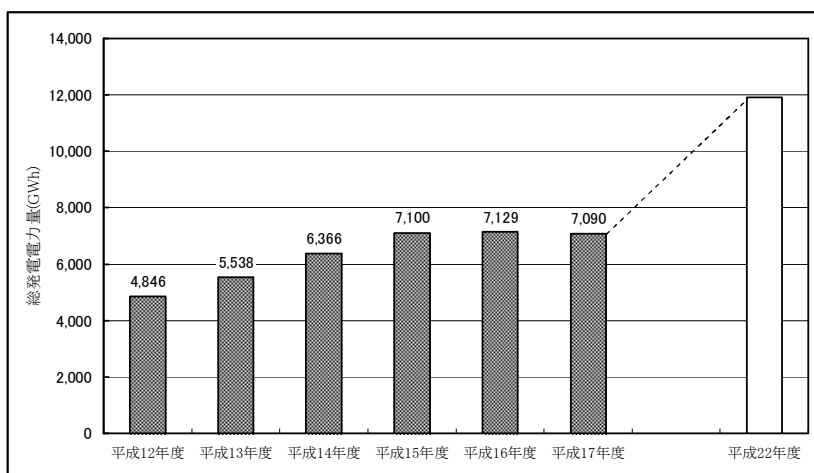


図－１７ 都道府県別のごみ処理量当たりの発電電力量

(参考)

京都議定書目標達成計画において、平成２２年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を積算する際に見込んだ前提として、廃棄物発電及びバイオマス発電の目安は450万kW（586万kℓ）である。

ごみ焼却施設について、高効率発電（少なくとも発電効率10%以上）を行う熱回収施設への転換が急務となっている。



図－１８ 総発電電力量の推移

3. 最終処分場の整備状況

(1) 残余年数と残余容量

平成17年度末現在、一般廃棄物最終処分場は1,843施設（うち平成17年度中の新設は68施設）、残余容量は1億3,298万 m^3 であり、どちらも減少している。残余年数^(注16)は全国平均で14.8年であり、最終処分量の減少により見かけ上は増加している（表－5、図－19）。

大都市圏における残余年数の状況については、首都圏^(注17)では15.0年（16年度 11.9年・残余年数が顕著に増加しているのは、航空測量により精度の高い残余容量が得られたため。）、近畿圏^(注17)では12.0年（16年度 11.0年）であった。

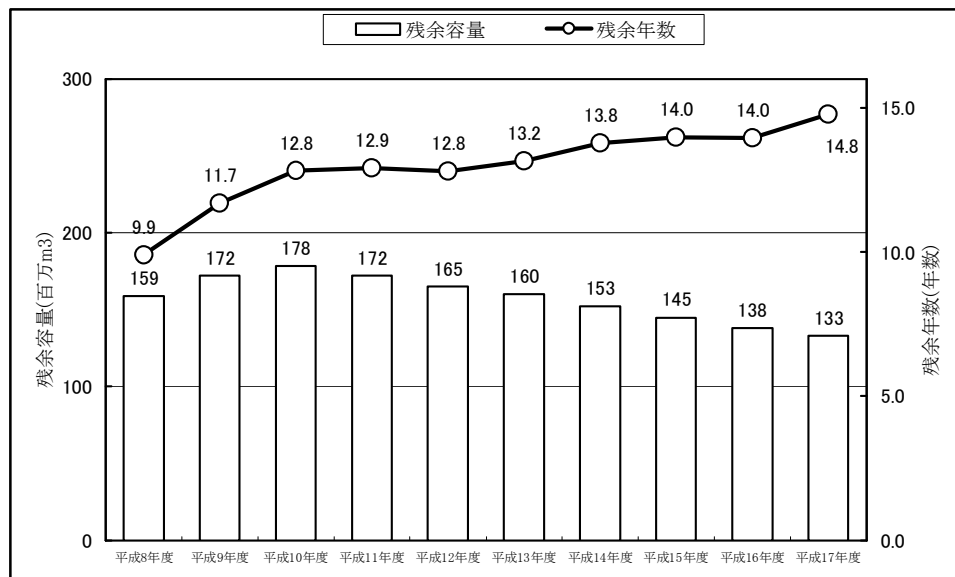
注16：残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出される。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重}} \quad (\text{埋立ごみ比重は } 0.8163 \text{ とする。})$$

注17：首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。

表－5 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移^(注18)

区分 年度	最終処分場数					埋立面積 (千 m^2)	全体容量 (千 m^3)	残余容量 (千 m^3)	残余年数
	山間	海面	水面	平地	計				
8年度	1,692	31	24	641	2,388	53,118	486,676	158,896	9.9
9年度	1,620	33	24	589	2,266	52,943	492,341	172,047	11.7
10年度	1,546	32	21	529	2,128	51,987	493,501	178,393	12.8
11年度	1,503	30	19	513	2,065	51,508	501,168	172,088	12.9
12年度	1,520	30	18	509	2,077	49,633	471,719	164,937	12.8
13年度	1,504	29	17	509	2,059	49,096	468,702	160,347	13.2
14年度	1,499	28	19	501	2,047	48,609	469,400	152,503	13.8
15年度	1,491	27	17	504	2,039	48,695	471,943	144,816	14.0
16年度	1,464	25	16	504	2,009	47,554	449,493	138,259	14.0
17年度	1,339	24	15	465	1,843	45,634	449,203	132,976	14.8



図－19 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移^(注16)

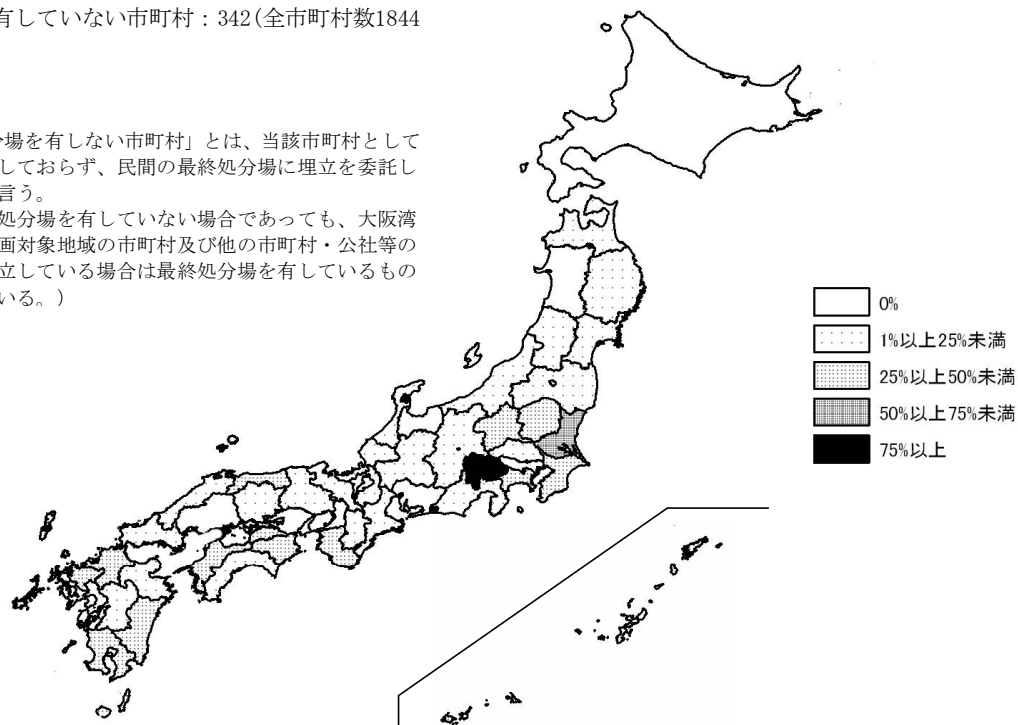
注18：平成17年度において航空測量等により修正された残余容量のうち、増量分（7,737千 m^3 ）を平成16年度以前のデータに上のせし、各年度の残余容量及び残余年数を算出した。そのため、昨年度発表数値と異なる。

最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きい（図－２０、２１）。

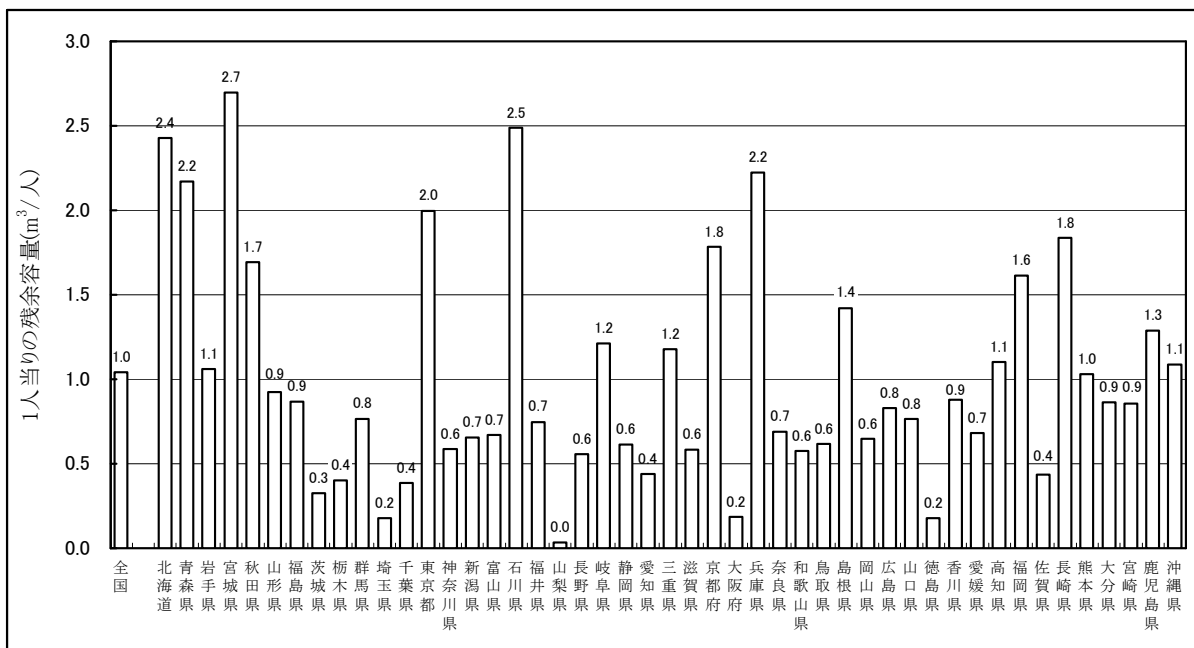
最終処分場を有していない市町村：342(全市町村数1844
の18.5%)

注19:「最終処分場を有しない市町村」とは、当該市町村として
最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立を委託し
ている市町村を言う。

(ただし、最終処分場を有していない場合であっても、大阪湾
フェニックス計画対象地域の市町村及び他の市町村・公社等の
公共処分場に埋立している場合は最終処分場を有しているもの
として計上している。)



図－２０ 一般廃棄物最終処分場を有していない市町村の割合



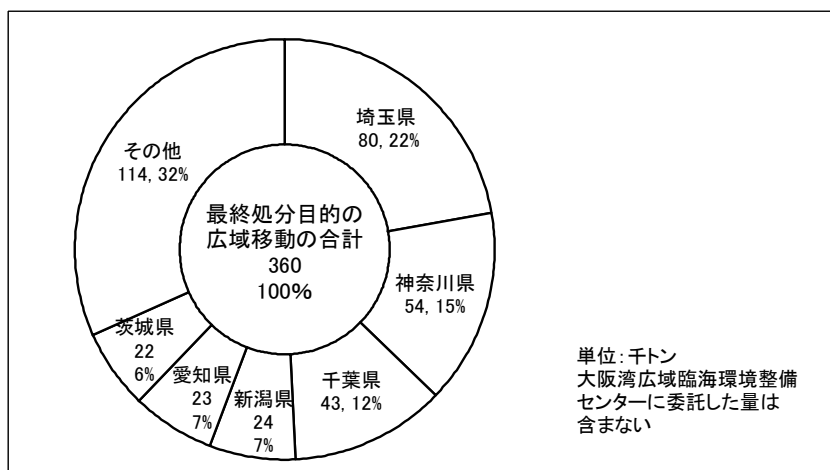
図－２１ 都道府県別の一人当たりの残余容量

(2) 最終処分を目的とした一般廃棄物の都道府県の区域を越える広域移動の状況

平成17年度に、自都道府県外の施設に最終処分を目的として搬出された一般廃棄物の合計は、36万トン（最終処分量全体の4.9%）である。

埼玉県、神奈川県、千葉県、新潟県、愛知県及び茨城県の6県で24万6千トン、全体の68%を占めている（図－22）。

関東ブロックで11.8%の廃棄物が、中部ブロックで7.7%の廃棄物が自都道府県外に搬出されており、最終処分場の確保ができず、都道府県外への流出が見られる状況である（表－6、図－23）。

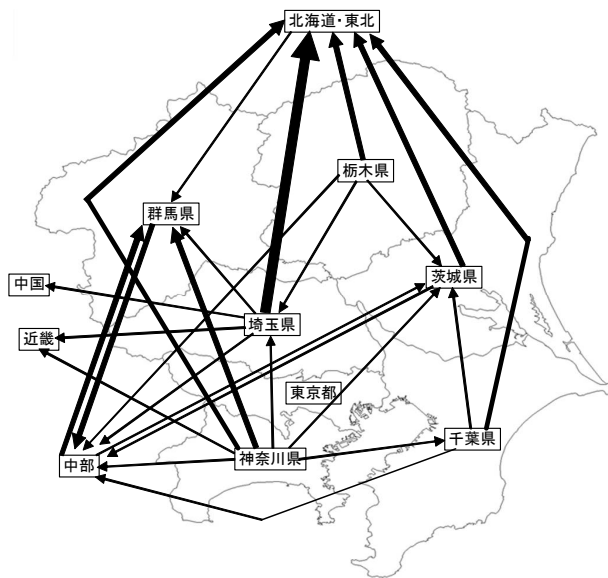


図－22 最終処分を目的とした一般廃棄物の広域移動の状況

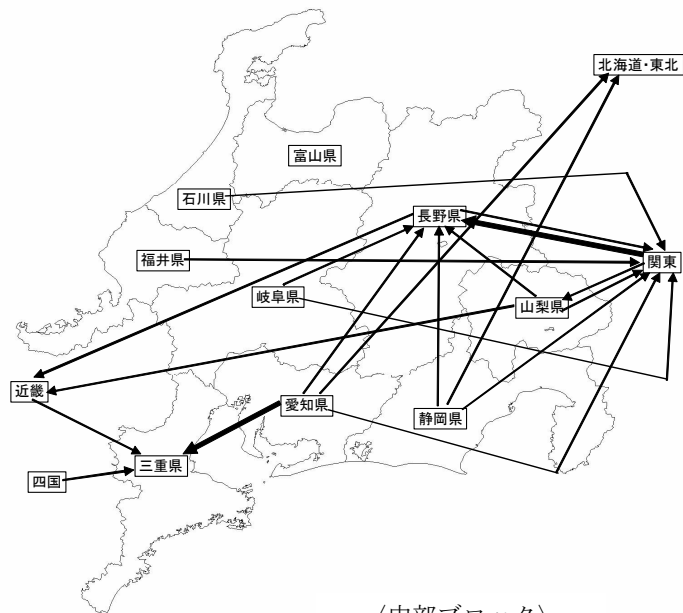
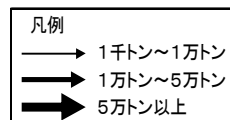
表－6 最終処分量の都道府県外への移動状況

(単位: 千トン)

ブロック名	最終処分量 ①	都道府県外への移動量	
		②	②／①
北海道・東北	1,440	27	1.9%
関東	1,952	230	11.8%
中部	966	75	7.7%
近畿	1,494	9	0.6%
中国	400	2	0.5%
四国	203	7	3.3%
九州・沖縄	876	10	1.2%
合計	7,332	360	4.9%



(関東ブロック)



〈中部ブロック〉

図－２３ 関東、中部ブロックの広域移動状況

(参考)

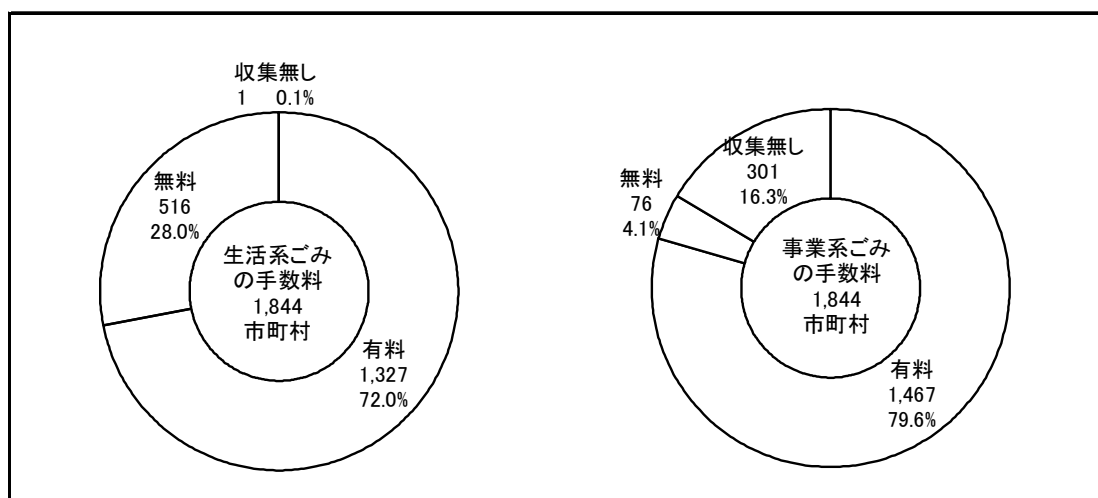
- 最終処分場については、関東、中部ブロックにおいて、ブロック内での十分な処分先の確保が出来ていないことが明らかになっている。
- ブロック内での最終処分場の確保や、溶融スラグ化して公共工事に再生利用すること等によって安定的な最終処分先の確保が急務となっている。

4. ごみ収集手数料の状況

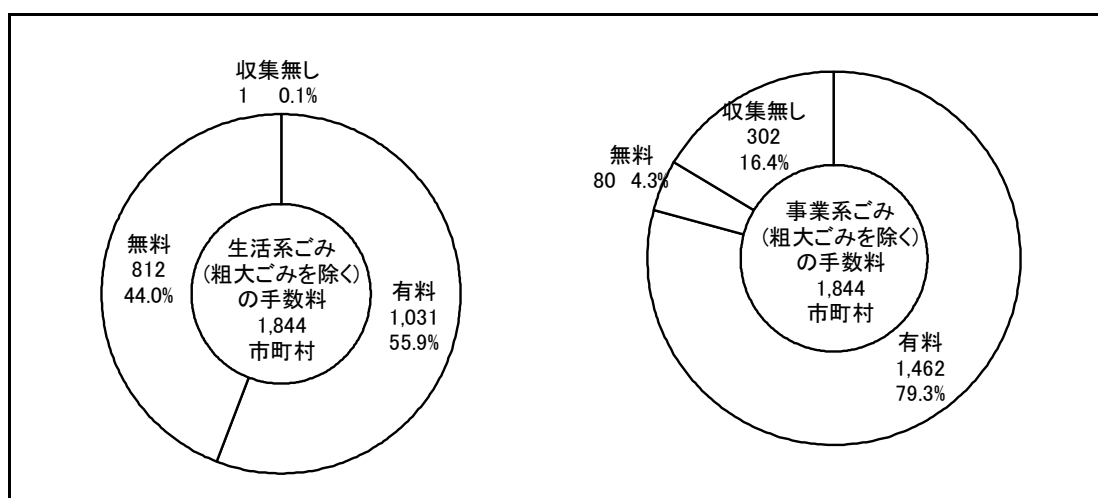
ごみ収集手数料について、収集区分の一部又は全部を有料化している自治体数は、生活系ごみに関しては全市区町村の1,844（16年度実績2,544）のうち、1,327自治体（72.0％）（16年度1,678自治体（66.6％））、事業系ごみに関しては1,467自治体（79.6％）（16年度1,927（75.7％））である（図－24）。

粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している自治体数は、生活系ごみに関しては、1,031自治体（55.9％）（16年度1,274自治体（50.1％））、事業系ごみに関しては1,462自治体（79.3％）（16年度1,912自治体（75.2％））である（図－25）。

ごみ収集手数料について、有料化を採用する自治体の割合は増加している。



図－24 ごみ収集手数料の有料化の状況

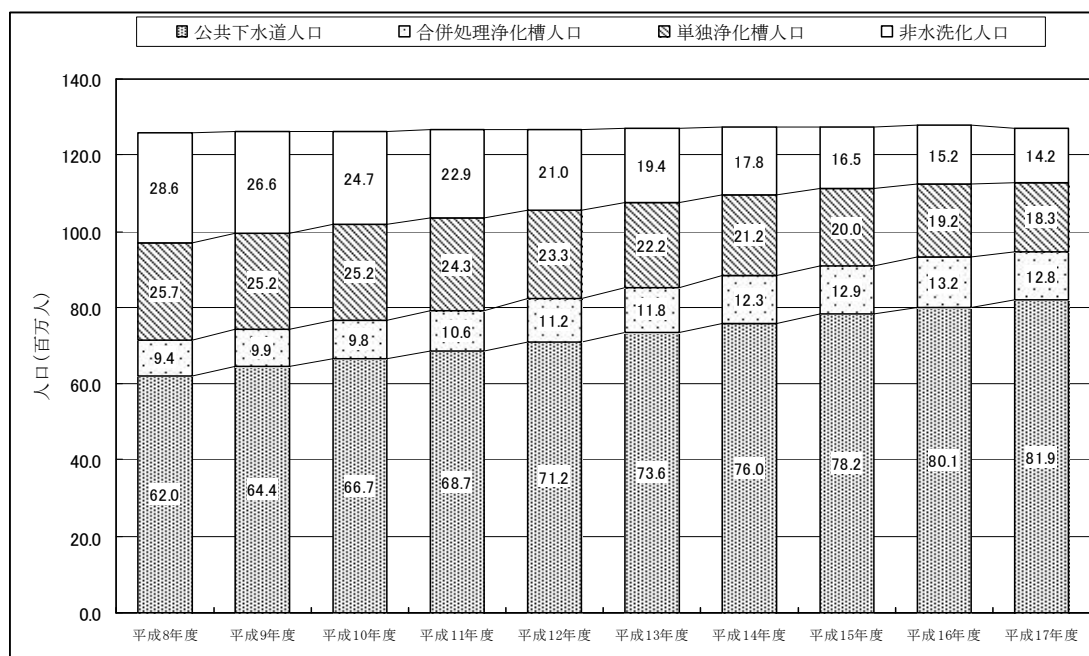


図－25 ごみ収集手数料の有料化の状況（粗大ごみを除く）

Ⅱ し尿処理

1. 水洗化の状況

総人口12,771万人のうち、水洗化人口^(注20)は11,353万人(88.9%)^{(16年度 11,239万人(88.1%))}である。うち、浄化槽人口^(注21)が3,109万人(24.8%)^{(16年度 3,232万人(25.3%))}、公共下水道人口が8,188万人(64.1%)^{(16年度 8,006万人(62.7%))}となっている。一方、非水洗化人口はなお、1,419万人(11.1%)^{(16年度 1,522万人(11.9%))}である(図－26)。



※グラフ中の数値はそれぞれの構成人口(百万人)である。

図－26 し尿処理形態の推移

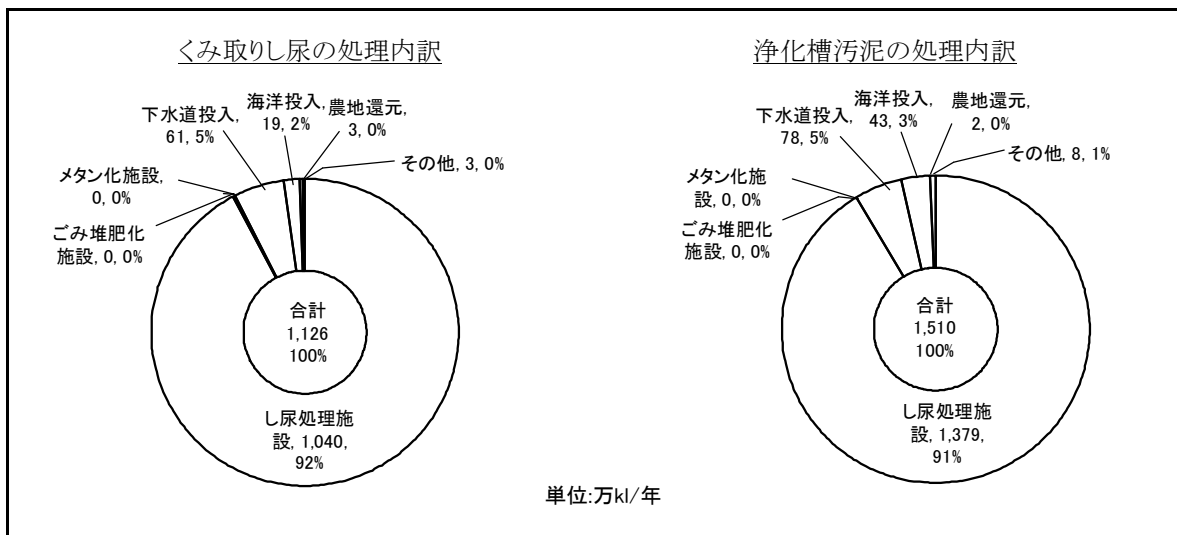
注20：水洗化人口＝公共下水道人口＋浄化槽人口

注21：浄化槽人口＝合併浄化槽人口＋単独浄化槽人口

2. くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

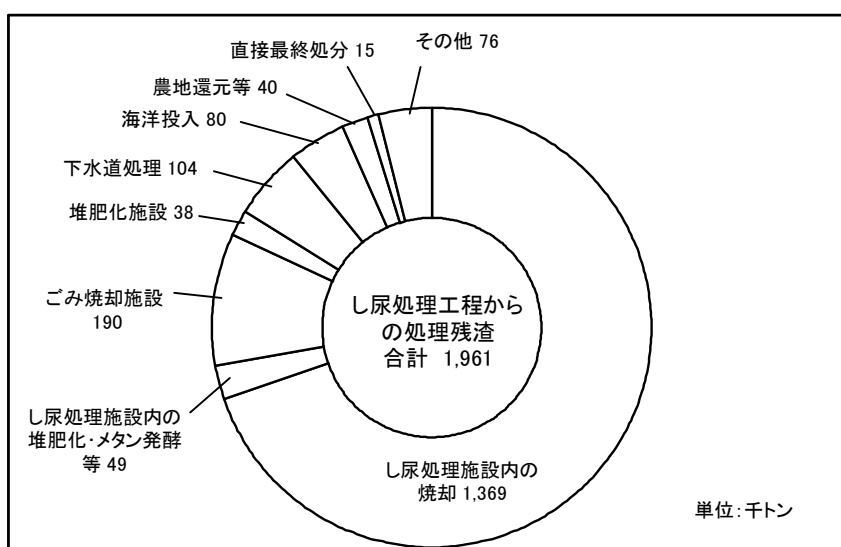
くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は合計で2,636万kℓ（16年度 2,717万kℓ）であり、それぞれの内訳を図－27に示す。うち、し尿処理施設又は下水道投入によって処理された量は合計で2,558万kℓ（97.0%）（16年度 2,631万kℓ（96.8%））であり、計画処理量の大部分を占める。

海洋投入によって処分された量は、くみ取りし尿が19万kℓ（16年度 23万kℓ）、浄化槽汚泥が43万kℓ（16年度 51万kℓ）である。



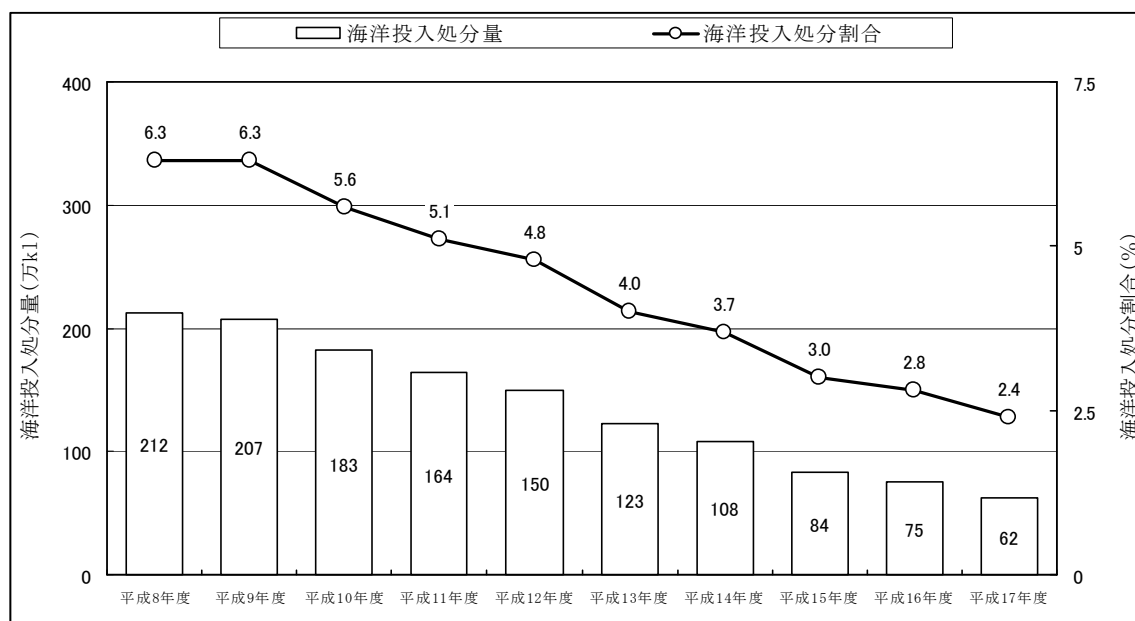
図－27 くみとりし尿及び浄化槽汚泥の処理内訳

し尿処理施設において処理された後に発生する残渣は196万トンであり、そのうち、し尿処理施設内またはごみ焼却施設で焼却処分された量は残渣全体の約79%となる。この他の残渣の一部は、堆肥化やメタン化等により再資源化されている（図－28）。



図－28 し尿処理施設の処理工程からの処理残渣の処理内訳

また、海洋投入処分量及びその処分割合は海洋投入処分が平成19年1月末をもって終了となるため年々減少し、陸上処分への転換が進んでいる（図－29）。



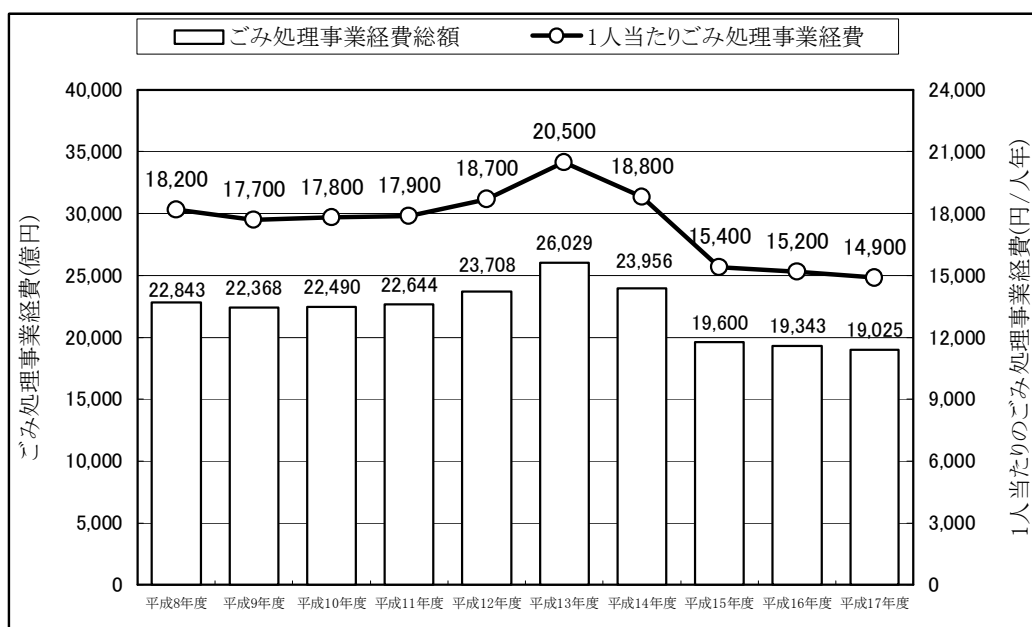
図－29 海洋投入処分状況の推移

Ⅲ 廃棄物処理事業経費の状況

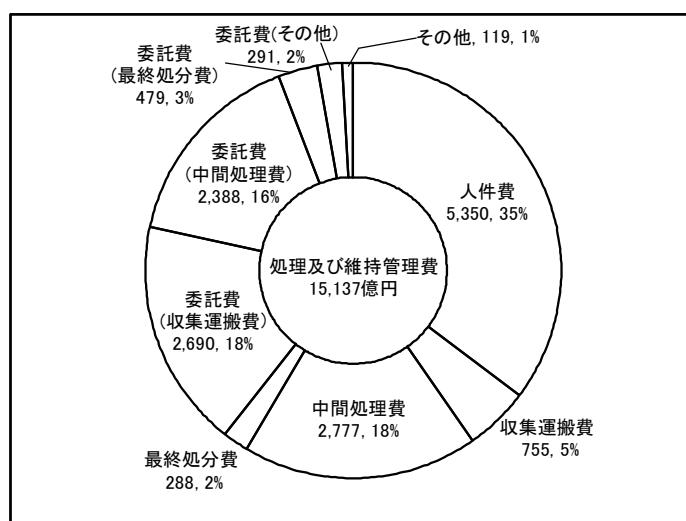
市区町村及び一部事務組合が、一般廃棄物の処理に要した経費（ごみ処理事業経費及びし尿処理事業経費の合計）は、2兆2,161億円（16年度 2兆2,450億円）である。

1. ごみ処理事業経費

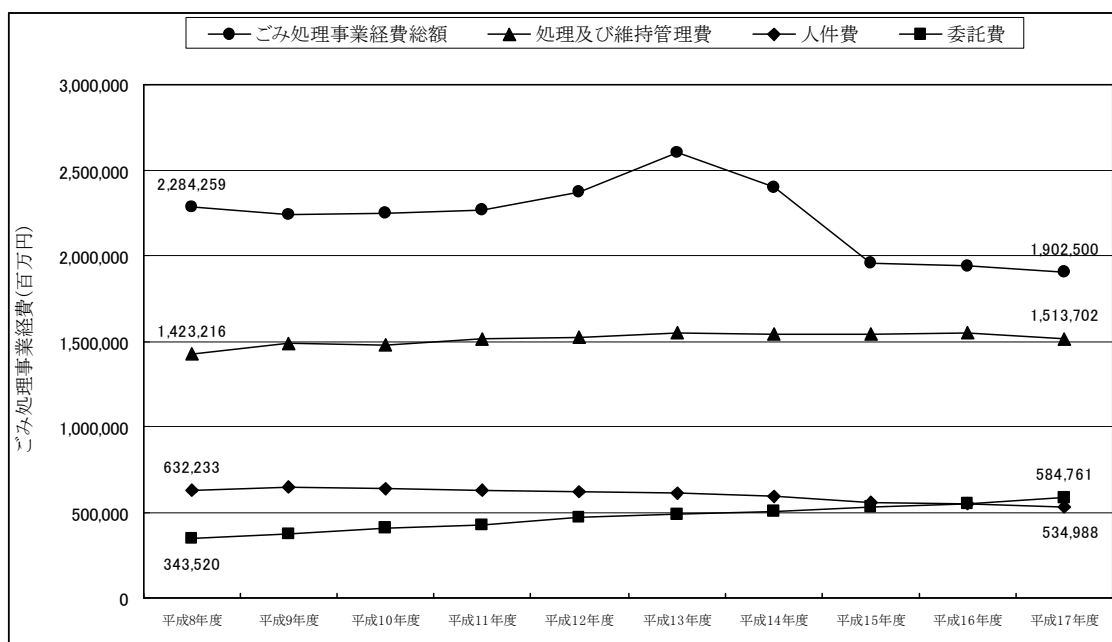
ごみ処理事業経費は、1兆9,025億円であり、国民1人当たりに換算すると、14,900円となる（図－30）。平成13年度まで増加していたが、平成14年度以降減少に転じ、平成16年以降はほぼ横ばいとなっている。これは、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するための中間処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためである。一方、処理及び維持管理費は増加又は横ばいの状況で、この面での効率化が課題となっている（図－31、32）。



図－30 ごみ処理事業経費の推移



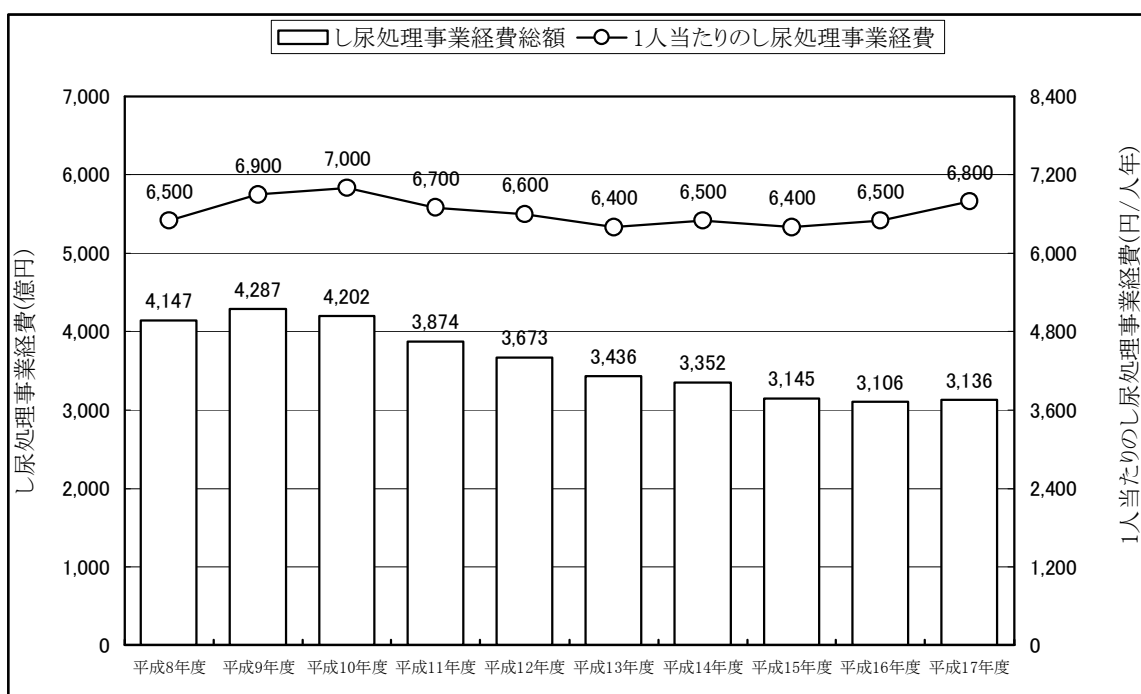
図－31 処理及び維持管理費の内訳



図－３２ 項目別ごみ処理事業経費の推移

２．し尿処理事業経費

し尿処理事業経費は、3,136億円であり、し尿処理対象人口（非水洗化人口及び浄化槽人口の合計）1人あたりに換算すると、6,800円となる（図－３３）。



図－３３ し尿処理事業経費の推移

Ⅳ 3 R取組上位市町村

表ー7 リデュース(1人1日当たりのごみ排出量)取組の上位10位市町村

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度
1. 奈良県 野迫川村 148 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 奈良県 野迫川村 165 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 沖縄県 うるま市 751 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 茨城県 筑西市 823 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 八王子市 963 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 八王子市 1,014 ｸﾞﾗﾑ/人日
2. 沖縄県 伊是名村 236 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 徳島県 佐那河内村 222 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 長野県 佐久市 755 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 東京都 小金井市 846 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 広島県 広島市 1,000 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 広島県 広島市 1,024 ｸﾞﾗﾑ/人日
3. 福島県 葛尾村 280 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 福島県 葛尾村 296 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 茨城県 筑西市 832 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 埼玉県 富士見市 847 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 愛媛県 松山市 1,056 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 埼玉県 さいたま市 1,110 ｸﾞﾗﾑ/人日
4. 徳島県 佐那河内村 287 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 徳島県 神山町 303 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 長野県 飯田市 834 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 長野県 飯田市 849 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 神奈川県 横浜市 1,074 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 鹿児島県 鹿児島市 1,112 ｸﾞﾗﾑ/人日
5. 徳島県 神山町 303 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 福島県 飯館村 325 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 東京都 小金井市 843 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 神奈川県 座間市 851 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 鹿児島県 鹿児島市 1,088 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 愛媛県 松山市 1,136 ｸﾞﾗﾑ/人日
6. 福島県 飯館村 314 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 鹿児島県 松山町 334 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 神奈川県 座間市 857 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 東京都 日野市 854 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 神奈川県 相模原市 1,104 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 神奈川県 相模原市 1,142 ｸﾞﾗﾑ/人日
7. 長野県 泰阜村 351 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 長野県 売木村 343 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 東京都 日野市 857 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 東京都 西東京市 859 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 神奈川県 川崎市 1,114 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 愛知県 名古屋市 1,142 ｸﾞﾗﾑ/人日
8. 福島県 鮫川村 361 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 宮崎県 野尻町 343 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 鹿児島県 薩摩川内市 862 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 東京都 東村山市 861 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 静岡県 浜松市 1,128 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 神奈川県 川崎市 1,151 ｸﾞﾗﾑ/人日
9. 長野県 中川村 366 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 長野県 泰阜村 345 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 埼玉県 富士見市 865 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 千葉県 野田市 866 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 埼玉県 さいたま市 1,131 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 神奈川県 横浜市 1,170 ｸﾞﾗﾑ/人日
10. 宮崎県 都農町 373 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 福島県 鮫川村 348 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 東京都 西東京市 865 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 鹿児島県 薩摩川内市 875 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 愛知県 名古屋市 1,145 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 岡山県 岡山市 1,195 ｸﾞﾗﾑ/人日

表ー8 リサイクル(リサイクル率^(注22))取組の上位10位市町村

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度
1. 宮崎県 椎葉村 77.2 %	1. 長野県 坂井村 90.5 %	1. 神奈川県 鎌倉市 48.6 %	1. 神奈川県 鎌倉市 45.6 %	1. 東京都 八王子市 27.7 %	1. 東京都 八王子市 24.3 %
2. 長野県 筑北村 75.8 %	2. 静岡県 龍山村 86.1 %	2. 岡山県 倉敷市 48.5 %	2. 東京都 調布市 42.9 %	2. 愛知県 名古屋市 25.5 %	2. 愛知県 名古屋市 22.8 %
3. 長野県 平谷村 74.7 %	3. 徳島県 上勝町 76.6 %	3. 東京都 調布市 43.6 %	3. 神奈川県 横須賀市 38.9 %	3. 神奈川県 横浜市 24.6 %	3. 千葉県 千葉市 22.3 %
4. 鹿児島県 志布志市 73.1 %	4. 鹿児島県 大崎町 73.7 %	4. 東京都 小金井市 39.6 %	4. 千葉県 我孫子市 37.2 %	4. 千葉県 千葉市 22.9 %	4. 埼玉県 さいたま市 22.2 %
5. 徳島県 上勝町 72.2 %	5. 北海道 本別町 67.7 %	5. 新潟県 長岡市 38.9 %	5. 東京都 東村山市 35.5 %	5. 埼玉県 さいたま市 22.4 %	5. 千葉県 船橋市 17.7 %
6. 鹿児島県 大崎町 69.6 %	6. 徳島県 佐那河内村 66.9 %	6. 神奈川県 横須賀市 38.8 %	6. 東京都 小金井市 35.5 %	6. 千葉県 船橋市 21.0 %	6. 静岡県 浜松市 17.7 %
7. 新潟県 小千谷市 68.0 %	7. 長野県 清内路村 66.4 %	7. 千葉県 我孫子市 37.7 %	7. 秋田県 秋田市 34.9 %	7. 兵庫県 姫路市 20.5 %	7. 愛媛県 松山市 17.0 %
8. 北海道 本別町 65.5 %	8. 京都府 三和町 64.4 %	8. 神奈川県 海老名市 37.3 %	8. 宮城県 石巻市 34.8 %	8. 静岡県 浜松市 19.8 %	8. 神奈川県 相模原市 16.6 %
9. 長野県 清内路村 64.2 %	9. 鹿児島県 喜界町 62.2 %	9. 東京都 三鷹市 37.1 %	9. 東京都 国分寺市 34.5 %	9. 新潟県 新潟市 17.8 %	9. 宮城県 仙台市 16.1 %
10. 長野県 川上村 61.1 %	10. 鹿児島県 伊仙町 62.2 %	10. 東京都 国分寺市 35.4 %	10. 神奈川県 海老名市 33.3 %	10. 静岡県 静岡市 16.9 %	10. 新潟県 新潟市 16.0 %

注22：ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

表－9 エネルギー回収(ごみ処理量当たりの発電電力量)取組の上位10位市町村

平成 17 年度	1.	埼玉県 東埼玉資源環境組合	557 kWh/トン
	2.	石川県 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合	529 kWh/トン
	3.	富山県 富山地区広域圏事務組合	505 kWh/トン
	4.	大阪府 泉北環境整備施設組合	499 kWh/トン
	5.	福岡県 北九州市	456 kWh/トン
	6.	千葉県 千葉市	441 kWh/トン
	7.	奈良県 橿原市	434 kWh/トン
	8.	佐賀県 佐賀市	434 kWh/トン
	9.	高知県 高知市	425 kWh/トン
	10.	北海道 十勝環境複合事務組合	412 kWh/トン
平成 16 年度	1.	埼玉県 東埼玉資源環境組合	597 kWh/トン
	2.	石川県 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合	555 kWh/トン
	3.	大阪府 泉北環境整備施設組合	497 kWh/トン
	4.	佐賀県 佐賀市	463 kWh/トン
	5.	富山県 富山地区広域圏事務組合	445 kWh/トン
	6.	北海道 十勝環境複合事務組合	441 kWh/トン
	7.	千葉県 千葉市	440 kWh/トン
	8.	福岡県 北九州市	419 kWh/トン
	9.	奈良県 橿原市	417 kWh/トン
	10.	長野県 松本西部広域施設組合	400 kWh/トン